

京銀 Pay-easy (ペイジー) 口座振替受付サービス規定

1. 適用範囲

- 本規定は、当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます。)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人(以下「収納機関」といいます。)もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます。)に対して、当行が普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。)について、カード規定にもとじて発行したカード(以下「カード」といいます。)を提示して、後記3.(1)の預金口座振替契約の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます。)について適用するものとします。
- 本サービスが利用できるカードは、次のカードとします。
 - 京銀キャッシュカード
 - 京銀 IC キャッシュカード
 - 京銀キャッシュカード・マネジメント
 - 京銀 RICH カード
 - 京銀フルセットカード(「ご預金」側)
 - Kyoto Card Neo(京都カードネオ)
- 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「当該口座」といいます。)の預金者本人に限ります。なお、代理人カードは、本サービスを利用できません。

2. 利用方法等

- 本サービスを利用するときは、預金者は自らカードを取扱窓口を設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関の従業員を含みます。)に見られないように注意し、自ら入力してください。
- 次の場合には、本サービスを利用することはできません。
 - 停電、故障等により端末機による取扱いができない場合
 - 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます。)が破損している場合
- 当行が本サービスを利用することができないと定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- 本サービスご利用の際は、収納機関の端末機から出力された「口座振替契約受付確認書」により、申込内容をご確認ください。

3. 預金口座振替契約等

- 前記2.により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引落しのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替契約」といいます。)が成立したものとします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替契約の受付確認を表す電文が表示されないときは、預金口座振替契約は成立しなかったものとします。
 - 当行が預金口座振替契約が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引落します。
- 前記(1)にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替契約を解除できるものとします。
- 振替日において、請求書記載金額が当該口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。
- この契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものと取り扱うことができるものとします。

4. 本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。
当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 免責事項

- 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものと処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替契約の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負わないものとします。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各カード規定により取扱いします。

7. 規定の変更

この規定の各条項は、金融情勢等が変化した場合や、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示等の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(ご注意)

- 貯蓄預金について発行した京銀キャッシュカードおよび京銀 IC キャッシュカードは、本サービスを利用できません。
- 京銀フルセットカードは、「ご預金」側のみ本サービスを利用できます。

以上

(平成22年1月12日現在)